

平成19年第2回大仙市議会定例会会議録第4号

平成19年6月27日（水曜日）

議事日程第4号

平成19年6月27日（水曜日）午前10時開議

- | | | |
|-----|---------|--|
| 第 1 | 議案第116号 | 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 2 | 議案第123号 | 大仙市督促手数料及び延滞金条例等の一部を改正する条例の制定について (総務委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 3 | 議案第131号 | 大仙市の債権の管理に関する条例の制定について
(総務委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 4 | 議案第133号 | 字の区域の変更について
(総務委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 5 | 議案第134号 | 字の区域の変更について
(総務委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 6 | 議案第120号 | 大仙市南外ふるさと館条例の一部を改正する条例の制定について (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 7 | 議案第126号 | 大仙市史跡の里交流プラザ「柵の湯」条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 8 | 議案第127号 | 大仙市仙北まがり家条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 9 | 議案第128号 | 大仙市仙北歴史民俗資料館条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第10 | 議案第129号 | 大仙市仙北民具資料館条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第11 | 議案第130号 | 大仙市第三セクター運営観光施設等整備基金条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決) |

- 第 1 2 議案第 1 1 7 号 大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 3 議案第 1 2 1 号 大仙市児童館及び児童センターに関する条例の一部を改正する条例の制定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 4 議案第 1 2 2 号 大仙市招致外国青年住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 5 議案第 1 2 5 号 大仙市公の施設の管理に係る指定管理者制度の導入に伴う教育委員会関係条例の整備に関する条例制定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 6 議案第 1 3 2 号 大仙市八乙女交流センター条例の制定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 7 議案第 1 1 8 号 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 8 議案第 1 1 9 号 大仙市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 9 議案第 1 2 4 号 大仙市駐車場条例及び大仙市大曲駅自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 0 議案第 1 3 5 号 平成 1 9 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 1 議案第 1 3 6 号 平成 1 9 年度大仙市一般会計補正予算 (第 2 号) (各常任委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 2 議案第 1 4 2 号 平成 1 9 年度大仙市荒川財産区特別会計補正予算 (第 1 号) (総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 3 議案第 1 4 3 号 平成 1 9 年度大仙市峰吉川財産区特別会計補正予算 (第 1 号) (総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 4 議案第 1 4 4 号 平成 1 9 年度大仙市船岡財産区特別会計補正予算 (第 1 号) (総務委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 2 5 議案第 1 4 5 号 平成 1 9 年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算（第 1 号）
（総務委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 6 議案第 1 3 7 号 平成 1 9 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 7 議案第 1 3 8 号 平成 1 9 年度大仙市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 8 議案第 1 3 9 号 平成 1 9 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 9 議案第 1 4 0 号 平成 1 9 年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 0 議案第 1 4 1 号 平成 1 9 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 1 請願第 1 2 号 神岡地域一級市道 9 号（通称：藤原農道）の拡幅改良を求めることについて
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 2 請願第 1 3 号 道路の補修について
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 3 陳情第 4 8 号 イオン大曲ショッピングセンター開設に反対し、中心市街地活性化協議会の早期設置を求めることについて
（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 4 陳情第 4 9 号 日豪 E P A ・ F T A 交渉に対することについて
（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 5 陳情第 5 0 号 旧南外村道 8 号線の拡幅工事等について
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 6 陳情第 5 1 号 誤った国土調査の修正と、用水路の復元について
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 7 閉会中の各委員会の継続審査及び所管事務調査
- 第 3 8 議案第 1 4 6 号 平成 1 9 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）

第 39 議案第 147 号 教育委員会委員の任命について

(説明・質疑・討論・表決)

第 40 議案第 148 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
(説明・質疑・討論・表決)

出席議員 (28 人)

1 番 橋 本 五 郎	2 番 佐 藤 文 子	3 番 小 山 誠 治
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 藤 井 春 雄	6 番 杉 沢 千恵子
7 番 佐 藤 孝 次	8 番 高 橋 敏 英	9 番
10 番 千 葉 健	11 番 渡 邊 秀 俊	12 番 金 谷 道 男
13 番 斉 藤 博 幸	14 番 佐々木 洋 一	15 番 大 野 忠 夫
16 番 武 田 隆	17 番 菊 地 幸 悦	18 番 佐 藤 芳 雄
20 番 大 山 利 吉	21 番 門 脇 一 男	22 番 本 間 輝 男
23 番 藤 田 君 雄	24 番 高 橋 幸 晴	25 番 橋 村 誠
26 番 佐々木 昌 志	27 番 鎌 田 正	28 番 北 村 稔
29 番 竹 原 弘 治	30 番 児 玉 裕 一	

欠席議員 (1 人)

19 番 大 坂 義 徳

説明のため出席した者

市 長	栗 林 次 美	副 市 長	久 米 正 雄
教 育 長	三 浦 憲 一	代表監査委員	田 牧 貞 夫
総 務 部 長	老 松 博 行	企 画 部 長	佐々木 正 広
市民生活部長	元 吉 峯 夫	健康福祉部長	深 谷 久 和
農林商工部長	藤 原 薫	建 設 部 長	柴 田 勝 三
病院事務長	富 岡 暁 雄	水 道 局 長	田 口 良 邦
教 育 次 長	相 馬 義 雄	教 育 次 長	今 井 聰
総 務 課 長	進 藤 雅 彦		

議会事務局職員出席者

局	長	田 口 誠 一	参	事	高 橋 薫
副 主	幹	伊 藤 雅 裕	副 主	幹	加 藤 博 勝
主	任	菅 原 直 久			

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（橋本五郎君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出は 19 番大坂義徳君であります。

○議長（橋本五郎君） 本日の議事は、議事日程第 4 号をもって進めます。

○議長（橋本五郎君） 日程第 1、議案第 116 号から日程第 5、議案第 134 号までの 5 件を一括して議題といたします。

本 5 件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 23 番藤田君雄君。

○総務常任委員長（藤田君雄君）【登壇】 おはようございます。

本会議第 3 日目に当委員会に審査付託となりました事件について、去る 6 月 22 日に関係職員の出席を求め委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過及び結果について順次ご報告を申し上げます。

はじめに、議案第 116 号「大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、これにつきましては、当局からの議案内容説明に対し、格別なる質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 123 号「大仙市督促手数料及び延滞金条例等の一部を改正する条例の制定について」は、当局からの議案内容の説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第 131 号「大仙市の債権の管理に関する条例の制定について」は、当局からの議案内容説明に対し、債権の消滅する期間についての質問があり、債権の種類によって違いがあるが 2 年・5 年・10 年との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１３３号及び議案第１３４号の「字の区域の変更について」の２件につきましては、当局からの議案内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本２件は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第１１６号から議案第１３４号までの５件を一括して採決いたします。本５件に対する委員長報告は原案可決であります。本５件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本５件は、原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第６、議案第１２０号から日程第１１、議案第１３０号までの６件を一括して議題といたします。

本６件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長２７番鎌田正君。はい、２７番。

○企画産業常任委員長（鎌田 正君） 【登壇】 ご報告いたします。

今期定例会、本会議第３日目に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る６月２２日、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第１２０号「大仙市南外ふるさと館条例の制定について」は、当局から議案説明の後、質疑等において、「施設が指定管理者制度を導入するにあたり、市民の方々が利用しづらくなならないようにしていただきたい」との要望に対し、当局より、「今回の指

定管理者は公募であり、それによって利用者が不便にならないよう条例の中でも運営の基準等を定めているが、それ以外についても別途協定書を結びながら不便をかけないよう指導してまいりたい」との答弁がありました。

ほかに、施設を指定管理者に委託した後の市の職員の処遇についての質疑等もありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、本件は出席委員の一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１２６号「大仙市史跡の里交流プラザ「柵の湯」条例の制定について」は、当局から議案の説明の後、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１２７号「大仙市仙北まがり家条例の制定について」、議案第１２８号「大仙市仙北歴史民俗資料館条例の制定について」及び議案第１２９号「大仙市仙北民具資料館条例の制定について」の３件につきましては一括議題とし、当局から議案の説明の後、質疑において、指定管理者制度を導入するにあたり委託金等を決める基本的な考え方についての質疑があり、当局より、「施設のそれまでの収入、利用状況等を勘案しながら、それぞれの施設の基準費用額を算出し、その基準額を参考にして応募していただき、選考委員会で選考し、議会の承認をお願いすることになる」との答弁がありました。

このほか２、３の質疑等がありましたが、いずれも当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本３件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１３０号「大仙市第三セクター運営観光施設等整備基金条例の制定について」は、当局から議案説明の後、質疑において、「嶽の湯は市に対して自主的に寄附したいということだが、施設の収益はそれぞれの経営努力、人の努力、働く人の努力によって利用を広めてきたことだと思う。それを寄附していただいて第三セクターの原資にするという考え方についてお聞かせ願いたい」との質疑に対し、当局から、「嶽の湯の決算状況を見ると黒字幅が大きいことから、職員に対する決算手当、給料等のアップも考慮し、会社としての資金も確保した上での寄附で、寄附金は第三セクターの修繕等が発生したときのための基金として確保したいため基金の制定をお願いした」との答弁がありました。

ほかに格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、本件は出席委員の一致をもって、原

案のとおり可決すべきものと決しました。

報告を終わります。

すみません。議案第１２０号の「大仙市南外ふるさと館条例の制定について」のところで、議案第１２０号「大仙市南外ふるさと館条例の一部を改正する条例の制定について」でございましたので、訂正してお詫びいたします。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第１２０号から議案第１３０号までの６件を一括して採決いたします。本６件に対する委員長報告は原案可決であります。本６件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本６件は、原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第１２、議案第１１７号から日程第１６、議案第１３２号までの５件を一括して議題といたします。

本５件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長２１番門脇一男君。はい、２１番。

○教育民生常任委員長（門脇一男君） 【登壇】 おはようございます。

今期定例会、本会議第３日に当常任委員会に審査付託となりました事件につき、去る２１日及び２２日の２日間にわたり委員会を開催し、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第１１７号「大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの改正内容の説明に対し、質疑において、「税率引き上げによって今後の滞納者や資格証明書の交付者の増加につながらないか」との質問があり、当局からは「現在、資格証明書の交付世帯は６５世帯である。資格証明書の交付については制度開始当初から内部で基準を設けて慎重に運用してきている。この６５世帯につ

いても、まずは納税相談に応じていただいて、少額でも納められる範囲で納付していただければ短期保険証の交付などの対応ができるので、滞納者個人個人の事情等を洗い出し、精査しながらじっくり相談をして解消に向けていきたい」との答弁がありました。

また、「現在の減免のシステムを見直してはどうか」との質問に対しては、「減免については要綱等を定めて、それに基づいて実態に即した運用をしており、17年度は17名、18年度は16名が減免されている。大変だとは思いますが、納付していただくことを前提にしないと国保という制度自体が成り立っていない。所得や生活の状況によって様々な救済制度があるので、まずは相談をしていただきたい」との答弁がありました。

そのほか2、3の質疑の後、討論において「均等割額3,000円の引き上げは低所得者ほど負担感の大きいものであり、各種税金や保険料等が上がる中での引き上げは認められない。18年度医療費の給付費決算見込みや基金残高の見通し等を考えると財政運営は十分可能であり、本改正案には賛成できない」との反対討論がありました。

採決の結果、出席委員の賛成多数をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第121号「大仙市児童館及び児童センターに関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第122号「大仙市招致外国青年住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第125号「大仙市公の施設の管理に係る指定管理者制度の導入に伴う教育委員会関係条例の整備に関する条例の制定について」の3議案につきましては、当局からの内容説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本3案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第132号「大仙市八乙女交流センター条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において「せっかくの施設が料金の関係で利用者や利用頻度が少なくなることがないようにしなければならないが、今回の料金設定で利用者は確保できるものなのか」との質問があり、当局からは「館内の各施設・体育館暖房料・宿泊室等の利用料についても減免も含めて現在検討中である。料金設定は、青年だけでなく、一般・高齢者・若者も気兼ねなく使用できるようなものにしていきたい」との答弁がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第１１７号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第１２１号から議案第１３２号までの４件を一括して採決いたします。本４件に対する委員長報告は原案可決であります。本４件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本４件は、原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第１７、議案第１１８号から日程第２０、議案第１３５号までの４件を一括して議題といたします。

本４件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長１０番千葉健君。はい、１０番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君） 【登壇】 ご報告いたします。

今期定例会、本会議第３日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る６月２２日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第１１８号「大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１１９号「大仙市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、「内小友地区の隣同士で使用料の違いが生じてくるが、地元の説明は行ったのか。また、了解は得られるのか」との質疑がありました。これに対し当局からは「説明会はこれからになるが、従量制と定額制の設定であり、従量制で３０ｍ³を使用する家庭と定額制を４人家族で使用するのと大体同じ料金設定にしている。それらを含めて地元には十分理解をいただけるように説明していきたい」と答弁がありました。

討論もなく、当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１２４号「大仙市駐車場条例及び大仙市大曲駅自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第１３５号「平成１９年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について」の２件につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本２件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第１１８号から議案第１３５号までの４件を一括して採決いたします。本４件に対する委員長報告は原案可決であります。本４件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本４件は、原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第２１、議案第１３６号を議題といたします。

本件に各し、各委員長の報告を求めます。はじめに総務常任委員長２３番藤田君雄君。はい、２３番。

○総務常任委員長（藤田君雄君）【登壇】 ご報告を申し上げます。

議案第136号「平成19年度一般会計補正予算（第2号）」について、当委員会に審査付託となりました所管する歳入歳出予算につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、「不動産鑑定の結果報告について十分に精査し、市民とのトラブルが起きることがないように」との要望があり、「そのように対処する」と答弁がありました。

質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、企画産業常任委員長27番鎌田正君。はい、27番。

○企画産業常任委員長（鎌田 正君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第136号「平成19年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」につきましては、当委員会に審査付託になりました所管の歳入歳出予算について、当局から説明を求めた後、質疑において、2款1項10目14事業韓国少年ツアー受け入れ事業について、韓国少年ツアーの負担の内訳について、また、この事業の継続性についての質疑がありました。当局から、「負担費用については、空路と宿泊費についてはツアーの負担となりますが、当市での移動については三セクのバスか公用車を利用するが、ホストファミリー、通訳については市の負担が発生する。また、事業の継続については、北ソウル連盟と2年間の交流調印をしてきたが、この事業の一番の目的は協和スキー場への子供たちの誘致でありまして、市としてはこの事業は続けていきたいと考えている」との答弁がありました。

また、7款1項4目28事業荒川鉦山跡地管理費について、「坑道の中の資料について大盛館に収めきれない場合はどうするのか。また、管理棟等は今後どうするのか」との質疑に対し、当局より、「坑道内の展示物に関しては検討委員会の意見を聞きながら、人形などは坑道内に残さないよう配置を決めてまいりたい。管理棟に関しては新年度において解体し、坑道についてはすべてをふさぐことで現段階では考えている」との答弁がありました。

ほかに、農薬飛散防止等緊急対策事業費補助金について、湛水管理重点地区推進事業費について、テレビ難視聴地域解消施設整備事業費についての質疑等がありましたが、いずれも当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、本件は出席委員の一致をもって可決すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、教育民生常任委員長 21 番 門脇一男君。

○教育民生常任委員長（門脇一男君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第 136 号「平成 19 年度大仙市一般会計補正予算（第 2 号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、質疑において、「火災に遭った丸の内児童館の跡地に町内会館を建設するにあたり、通常の会館とは別に要綱を制定するということだが、ほかの会館と同様の取り扱いはできないのか」との質問があり、当局からは「今回の町内会館整備にあたっては、財源として火災共済金が充てられることになるが、この共済金は現行の町内会館整備に際しての助成要綱の上限額を上回ることになります。こうしたことから今回、火災による焼失という特殊事情を考慮し、共済金を全額財源とするために新たな要綱により対応することにしたものである。」との答弁がありました。

また、「自動体外式除細動機（AED）を配置するにあたっての基準は。」との質問については、「5 分以内で AED で電気ショックを加えると必ず蘇生するという国の報告や救急車が到着するまでの時間、また、スポーツの際にボールが胸に当たるなどして突然心停止になる場合などを勘案し、市内全小中学校や本庁、各総合支所の市民ホール、市民会館的施設、公民館など携帯型 11 台と合わせて 87 カ所に設置したものである。」との答弁がありました。

また、「ファン・イングリッシュ推進事業について、この事業を取り入れることによる通常の授業時間への影響は。」との質問に対しては、「小学校英語は既にほとんどの小学校で総合的学習時間の中で国際理解という形で実施している。本事業についても教科としてではなく、国際理解、あるいは国際協調という視点で幅の広い子供たちに育て

たいという趣旨のものである。」との答弁がありました。

そのほか二、三の質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長 10 番千葉健君。はい、10 番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君）【登壇】 議案第 136 号についてご報告申し上げます。

「平成 19 年度大仙市一般会計補正予算（第 2 号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正予算の説明に対し、公園遊具の安全管理の検査についての質疑があり、当局からは「各公園とも毎年 4 月上旬に保守点検業務を委託をし実施している。そこでの安全点検の診断書を踏まえて 5 段階評定され、修理不可能な遊具については撤去し、部品の交換等に対応できるものは交換している。」と答弁ありました。

その他二、三の質問もありましたが、討論もなく、当局の説明を了とし、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第 136 号を原案について採決いたします。本件に対する各委員長報告は原案可決であります。本件は、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されま

した。

○議長（橋本五郎君） 次に日程第２２、議案第１４２号から日程第２５、議案第１４５号までの４件を一括して議題といたします。

本４件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長２３番藤田君雄君。はい、２３番。

○総務常任委員長（藤田君雄君）【登壇】 ご報告を申し上げます。

議案第１４２号「平成１９年度大仙市荒川財産区特別会計補正予算（第１号）」から議案第１４５号「平成１９年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算（第１号）」の４件につきましては、当局から一括して説明を受けましたが、質疑において、「財産区のない地域での学校の閉校行事について不均衡が生じるのではないか」との質問があり、「今回の補正については各財産区から地域の小学校のために支援したいとの強い要望があり、予算措置をしたものであることや、市としては旧大曲市時代の松倉小学校の閉校を先例に、１校当たり平均５０万円の予算化をしている」との説明がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本４件は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第１４２号から議案第１４５号までの４件を一括して採決いたします。本４件に対する委員長報告は原案可決であります。本４件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本４件は、原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第２６、議案第１３７号及び日程第２７、議案第

１３８号までの２件を一括して議題といたします。

本２件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長２１番門脇一男君。はい、２１番。

○教育民生常任委員長（門脇一男君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第１３７号「平成１９年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、格別なる質疑等はなく、討論において「今回の補正予算は、国民健康保険税条例の一部改正に伴う税率の引き上げが含まれる予算計上であり、賛成できない。」との反対討論がありました。

採決の結果、出席委員の賛成多数をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１３８号「平成１９年度大仙市老人保健特別会計補正予算（第１号）」につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第１３７号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第１３８号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されま

した。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第２８、議案第１３９号から日程第３０、議案第１４１号までの３件を一括して議題といたします。

本３件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長１０番千葉健君。はい、１０番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君）【登壇】 ご報告申し上げます。

議案第１３９号「平成１９年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）」につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、建物に対する移転補償費の基準とごね得についての対応方法についての質疑があり、「建物の補償は新しく建てる補償ではなく、今ある建物の価値に対する補償であり、年々率が下がってくる。構造にもよるので、一概に平米当たりの金額を算出できない。ごね得についての対応については、無意味に補償を上げて契約することは、最初に契約した方に対する不公平にもあたるので、時間はかかってもそういうことのないように頑張っている。」との答弁がありました。

討論もなく、当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１４０号「平成１９年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算（第１号）」につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１４１号「平成１９年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）」につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、「特殊構造物と管路工事はどのぐらいの比率なのか。」との質疑があり、当局からは「金額にして特殊構造物は約８億円、配水管工事は約１４億円になる予定。」との答弁がありました。

討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第１３９号から議案第１４１号までの３件を一括して採決いたします。
本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本３件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本３件は、原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第３１、請願第１２号及び日程第３２、請願第１３号の２件を一括して議題といたします。

本２件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長１０番千葉健君。はい、１０番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君）【登壇】 報告を申し上げます。

本会議第３日目に当委員会に付託されました請願２件について、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

はじめに、請願第１２号「神岡地域一級市道９号の拡幅改良を求めることについて」につきましては、当局から参考意見を求め、慎重に審査した結果、請願者の願意を妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

次に、請願第１３号「道路の補修について」につきましては、当局からの参考意見を求め、慎重に審査した結果、ガードレールの破損については除雪による破損が原因と考えられ、保険等により早急に現状回復し、安全性を確保する必要がある。しかし、請願者の要望する改修工事は多額の経費が必要となり、財政事情から実現困難であり、採択には反対との意見もありました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は不採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、２３番。

○ 2 3 番（藤田君雄君） 請願第 1 3 号については、願意不適當ということで不採択になっております。このことには現状がクランク状態になり、また、ガードレールが壊れている。そして、そこを歩く人間というのは大変気をつけなければ危ない。通学道路にもなっているし、是非部落の役員会において直してほしい、安全を確保してほしいという部落の要望でございますが、それが願意不適當というのであるならばということですが、委員会ではどのような審議をなされ、また、どのような話が出て願意不適當なのか、私としては地域の人間が地域でできないもの、そして市に要望しながら地域の全体の安全を守っていく、利便性を高める、そのために要望してくることは私は認めてやるべきだと思いますが、委員会での話し合いの内容をもう少し詳しくお教え願いたいと思います。

○議長（橋本五郎君） お願いします。千葉健君。

○建設水道常任委員長（千葉 健君） 答え申し上げます。

委員会については、我々請願につきましては当然願意の妥当性、そして実現の可能性をまず考慮に入れながら慎重審査をするわけでございますけれども、今回の請願につきまして我々当委員会としてもいろいろ議論しました。プリント写真を見まして一目瞭然、やっぱりガードレールが破損して非常に危険極まりないということでいろいろ慎重審査の議論しましたけれども、その審査の過程については私先程申し上げたような議論に終了したわけでございます。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。はい、1 3 番。

○ 1 3 番（斉藤博幸君） ただいま委員長から報告ありました。委員長の報告の中に予算という言葉が出たわけでございますけれども、私は一市民として危険だと、明らかに危険だと、こういう事態が生じておるのであれば、その事業のやり方、どういうふうにすれば一番安全でお金がかからないかということは、私は今この場で不採択するより、採択して安全を第一に考えてその方法等は執行部で財政が厳しいのは十二分にわかっていますけれども、考えてあげるのが私は正解だと自分ではそう思います。そういうことで意見みたいになったけれども、そういうことで私はこの請願に関しては住民の、市民の

意見を十二分に尊重して採択したいと、私はそう思っております。

○議長（橋本五郎君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） これにて討論を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております案件中、請願第１２号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、請願第１３号を採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって本件は、採択することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第３３、陳情第４８号及び日程第３４、陳情第４９号を一括して議題といたします。

本２件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長２７番鎌田正君。はい、２７番。

○企画産業常任委員長（鎌田 正君） 【登壇】 ご報告いたします。

陳情第４８号「イオン大曲ショッピングセンター開設に反対し、中心市街地活性化協議会の早期設置を求めることについて」は、当局から参考意見を求めた後、審査において、陳情が２項目にわたっており、項目の第１、イオン大曲ショッピングセンターの開設に反対することについては、平成１８年の１２月議会においても同様の請願について不採択としており、今回も陳情者の願意には沿いかねるため出席委員の一致をもって不採択すべきものと決しました。

また、項目の第２、中心市街地活性化協議会の早期設置を求めることについては、陳情者の願意を妥当と認め、出席委員の一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第４９号「日豪ＥＰＡ・ＦＴＡ交渉に対することについて」は、再度検討

を要するため、出席委員の一致をもって継続審査すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、陳情第４８号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、陳情項目の第２、中心市街地活性化協議会の早期設置を求めることについては採択であります。本件は、委員長報告のとおり陳情項目の第２、中心市街地活性化協議会の早期設置を求めることについては採択と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、陳情項目第２、中心市街地活性化協議会の早期設置を求めることについては、採択することに決しました。

次に、本件の陳情項目の第１、イオン大曲ショッピングセンターの開設に反対することに対する委員長報告は不採択であります。本件の陳情項目の第１、イオン大曲ショッピングセンターの開設に反対することについてを採択するとすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立少数であります。よって本件の陳情項目第１、イオン大曲ショッピングセンターの開設に反対することについては、不採択することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第４９号についてをお諮りいたします。本件については、ただいまの委員長報告のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第３５、陳情第５０号及び日程第３６、陳情第５１号を一括して議題といたします。

本２件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長１０番千葉健君。はい、１０番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君）【登壇】 本会議第３日目に当委員会に付託されました陳情２件について、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、陳情第５０号「村道８号線の拡幅工事等について」につきましては、当局からの参考意見を求め、慎重に審査した結果、調査・検討を要するとの意見があり、出席委員の一致をもって、本件は閉会中の継続審査とすべきものと決した次第であります。

次に、陳情第５１号「誤った国土調査の修正と、用水路の復元について」につきましては、当局からの参考意見を求め、慎重に審査した結果、調査・検討を要するとの意見があり、出席委員の一致をもって、本件は閉会中の継続審査とすべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより陳情第５０号及び陳情第５１号について一括してお諮りいたします。本２件については、ただいまの委員長報告のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本２件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第３７、閉会中の各委員会の所管事務の調査について

を議題といたします。

各委員長からお手元に配付のとおり、会議規則第97条の規定により、所管事務の調査について調査が終了するまで継続をして調査いたしたいとの申し出があります。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって各委員長の所管事項の調査は、閉会中の所管事務調査とすることに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第38、議案第146号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君）【登壇】 ご説明申し上げます。

追加補正予算書の1ページをご覧願いたいと思います。

議案第146号、平成19年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、国土交通省が実施する神宮寺バイパスへの接続部となる現国道13号の拡幅工事に伴い、国土交通省との協定に基づき、その箇所により市が埋設しております北檜岡地区簡易水道の配水管の移設が必要となったことから、配水管の布設替えに係る実施設計委託料及び工事請負費について補正するものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ470万円を追加し、補正後の予算総額を26億338万8千円とするものであります。

それでは、補正予算の概要につきまして、事項別明細書により歳入から順にご説明申し上げます。

7ページになります。

歳入8款市債は、簡易水道整備事業債といたしまして470万円の補正であります。

次の8ページをご覧願います。

歳出についてご説明申し上げます。

歳出2款事業費の簡易水道事業費は、神岡地域の国道13号の拡幅工事に伴い、北檜岡地区簡易水道の配水管の布設替えを行うものであり、実施設計、業務委託料及び工事請負費として470万円を補正するものであります。国土交通省では、8月の完成を目指して国道13号の拡幅工事を実施するとしており、市が埋設している配水管について

もその工期にあわせて移設するよう要請されたことから、本日追加提案し、ご審議をお願いするものであります。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

終わります。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第１４６号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

この際、常任委員会審査のため、暫時休憩いたします。１１時３０分頃を目途にひとつ審査よろしくお願い申し上げます。

午前１１時０５分 休 憩

.....
午前１１時３８分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（橋本五郎君） 日程第３８、議案第１４６号を再び議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長１０番千葉健君。はい、１０番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君）【登壇】 ご報告いたします。

休憩前の本会議において当委員会に審査付託となりました事件につき、委員会を開催しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第１４６号「平成１９年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）」につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第146号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第39、議案第147号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。栗林市長。

○市長(栗林次美君) 【登壇】 議案第147号、教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本案は、当市教育委員5名のうち、伊藤甫氏の任期が来る平成19年6月30日をもって満了いたしますが、新たに物部長仁氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(橋本五郎君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第147号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第147号を採決いたします。本件は、同意と決することにご異議あり

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第４０、議案第１４８号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 議案第１４８号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、当市人権擁護委員２６名のうち、土肥広子氏の任期が来る平成１９年９月３０日をもって満了いたしますが、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、同氏を再推薦するため人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第１４８号については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第１４８号を採決いたします。本件は、同意と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

た。

○議長（橋本五郎君）　以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成１９年第２回大仙市議会定例会を閉会いたします。

本当に長い間ご苦勞様でございました。

午前１１時４５分　閉　　会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会議長

橋 本 五 郎

議 員

千 葉 健

議 員

渡 邊 秀 俊

議 員

金 谷 道 男